

南城市キャッシュレス券売機導入事業仕様書

1. 目 的

南城市役所（以下、「本市」という。）の総合案内窓口にキャッシュレス券売機を導入することにより窓口での収納事務における多様な決済手段を提供し市民の利便性向上と職員の事務負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 業 務 名

南城市キャッシュレス券売機導入事業

3. 業 務 概 要

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス券売機の設置
- (2) キャッシュレス券売機の要件
- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務
- (4) 運用に必要なキャッシュレス券売機の設定
- (5) キャッシュレス券売機の操作研修
- (6) キャッシュレス券売機の保証と保守
- (7) 料金方式と支払い方法
- (8) 納品物について
- (9) その他、本業務に必要な事項

4. 導 入 期 間

契約締結日翌営業日から令和7年10月31日まで

※ 令和7年11月1日から機器の使用が可能となるよう、令和7年10月31日までに機器を納入し設置・設定および操作研修を行うこと。

5. 保 守 契 約 期 間

令和8年11月1日から令和12年10月31日

※ キャッシュレス券売機導入における専門的な技術、知識及び保守の迅速化と責任範囲を明確化する観点から受託者は保守契約について単年度毎に随意契約すること。

6. 設置場所及び台数

設置場所及び台数は下表のとおりとする。

名称	所管課	所在地	設置台数
総合案内窓口	市民課	南城市佐数字新里1870番地	2台

※ 詳細な設置場所は受託者による設置環境の調査後、本市と協議により決定する。

7. キャッシュレス券売機の設置

- (1) 機器の開梱等で発生したゴミは受託者にて回収し廃棄を行うこと。
- (2) 市民や職員が行き交う通路の邪魔にならない様、設置場所に配慮すること。
- (3) 機器の搬入設置作業を行う場合、市民や職員の安全に配慮し騒音など窓口業務への影響が無いような時間帯で作業を行うなど配慮すること。
- (4) 設置にあたってはキャッシュレス券売機が容易に転倒することが無いよう転倒防止措置を講じること。
- (5) 設置する機器に事業名・事業者名・型式・シリアル番号・契約期間・問い合わせ先等が分かるよう管理ラベルを貼り付けること。
- (6) 設置場所について本市と協議のうえ、調整すること。

8. キャッシュレス券売機の要件

キャッシュレス券売機の機能要件は「別紙1 キャッシュレス券売機 機能要件」に定める。

9. キャッシュレス券売機等の設定

- (1) レシートプリンタ、つり銭機、スキャナ、ルーター等のキャッシュレス券売機の稼働に必要な周辺機器の設定を行い、券売機を正常に稼働させること。
- (2) 画面ボタンの種類・サイズ・配置については、本市で考慮する時間が発生する可能性があることから、研修の数日前までに調整を行い研修日までに設定すること。
- (3) 本市が提供するネットワークケーブルに接続し、キャッシュレス決済が行える様に設定すること。尚、決済に係る通信は暗号化すること。
- (4) キャッシュレス券売機はオフラインでも現金決済が出来るよう設定を行うこととする。
- (5) コンピュータウイルスへの感染が懸念される機器類にはウイルス対策ソフト等による対策を行うこと。
- (6) 売上や現金収納状況等が券売機及びパソコンから閲覧できるよう設定すること。
- (7) 売上管理について決済処理単位（現金・キャッシュレス）で記録し管理できる様に設定を行うこと。
- (8) 現金の収納管理に関する情報を決済単位（現金・キャッシュレス）で収集・記録し管理できること。

10. キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

- (1) 指定納付受託業務の契約期間
令和7年11月1日から令和12年10月31日（60か月）
※ 詳細については本市と受託者の協議により決定する。
- (2) 受託者または受託者が指定する業者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となること。
- (3) キャッシュレス決済で取り扱うブランドは「別紙2 決済ブランド一覧」に定める。
- (4) 指定納付受託の方法等
 - (ア) クレジットカード等により決済した収入は各月末日を締め日とし本市と受託者が協議して決定した日までに本市が指定する口座に一括で納付すること。振込手数料は受託者が負担する。ただし、当該納付方法について他に提案がある場合は、この限りではない。
 - (イ) 月ごとのキャッシュレス決済による収入納付額の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に送付、または、入金予定日の5営業日前までに Web 上で本市が確認できるようにすること。明細は券売機ごとの内訳が確認できるようにすること。その他提案がある場合は、この限りではない。
 - (ウ) 決済手数料については10（4）アによる納付と相殺する方法、または、相殺することなく本市の請求払いとする方法のいずれかを選択すること。なお、いずれの場合も、1円未満の端数が出たときはこれを四捨五入、または切り捨てることとする。
 - (エ) 運用にかかる決済手数料については、入札参加資格確認申請書と一緒に提出した参考見積書で定めた金額とし月額決済手数料等の支払方法等については別途契約で定めることとする。

11. キャッシュレス券売機の操作研修

受託者はキャッシュレス券売機の研修を本稼働の10日程前から実施出来るよう環境構築を行い本稼働までに関係職員が以下にある研修を3回以上受講できるよう研修会を計画すること。その他、提案がある場合は協議のうえ決定することとする。

- (1) キャッシュレス券売機の基本操作
- (2) 周辺機器の操作
(※ レシートプリンタ、つり銭機、スキャナ等)
- (3) 券売機及びパソコン等による売上・収納管理等の操作
- (4) 返金処理等の運用について
- (5) ボタン設定
- (6) その他、本市が求めること

1 2. キャッシュレス券売機の保証と保守

- (1) キャッシュレス券売機の導入完成後、保証期間内に機器の不良もしくは券売機や配線等の設定に不完全が発生した場合は、受託者の負担で速やかに無償交換または、再設定を行うこと。
- (2) 受託者はメーカーの保証期間満了までに本市と随意契約により保守契約を締結すること。保守料については入札参加資格確認申請書と一緒に提出した保守料に関する参考見積書で定めた金額とする。
- (3) 保守契約延長が出来る場合、可能な限り延長すること。

1 3. 支払方法

本契約の支払いについては、キャッシュレス券売機一式（設置、設定、研修等を含めた金額）の導入費用に消費税を加算した金額とする。

※ 指定納付受託者及び保守料に関する契約は別途契約とする。

1 4. 納品物

- (1) 着手届け
- (2) 券売機操作マニュアル（ボタン設定等を含む）
- (3) キャッシュレス券売機の保証書
- (4) 完了届け
- (5) その他、本市が求めるもの

1 5. 情報セキュリティ対策について

- (1) キャッシュレス券売機を提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。
- (3) 発注者が提供する一切のデータ、資料などを本キャッシュレス券売機の提供以外の目的で使用し、複写紙、複製し、または第三者に提供しないこと。

1 6 法令等の遵守

キャッシュレス券売機の提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

1 7 その他

- (1) 調達物品に関して中古品は認めない。
- (2) 受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めが無い事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

別紙 1 キャッシュレス券売機 機能要件

内容	
操作方法	タッチパネル式
ボタン（画面）設定	60ボタン以上の設定可能なこと。メニューサイズやボタンの位置や色を自由にカスタマイズできること。
キャッシュレス決済機能	次のキャッシュレス決済機能を有すること。 ・クレジットカード ・QRコード ・電子マネー
キャッシュレス契約	キャッシュレス契約窓口及び支払い元を一本化すること。または、「クレジット・電子マネー」と「QRコード決済」をそれぞれ一本化すること。 (キャッシュレス決済に伴う入金消込処理を簡略化する目的)
使用電源	AC100V±10V
ソフトウェア	職員が券売機の画面デザインやボタン等の設定を行うための、設定ツールを設けること。
使用貨幣	10,000円、5,000円、2,000円、1,000円 ※新紙幣（2024年発行）に対応できること
	500円、100円、50円、10円 ※新500円（2021年発行）に対応できること
つり銭種類	5,000円、1,000円 ※新紙幣（2024年発行）に対応できること
	500円、100円、50円、10円 ※新500円（2021年発行）に対応できること
つり銭装置	還流式自動補給が可能であり投入した紙幣や硬貨をつり銭として運用が可能なこと。
レシートプリンタ	レシート規格57.5mm以上×200mm以上であること。
	半券設定が可能なこと。
収容枚数	10,000円、5,000円、1,000円 全金種混合で約500枚以上 ※新紙幣（2024年発行）に対応できること

	500円、100円、50円、10円 全金種混合で約600枚以上 ※新500円（2021年発行）に対応できること
発券仕様	感熱ロール紙
	品名、日時、時間、価格、連続番号、「〇〇課収納取扱員」領収印影、その他任意文字
	オートローディング方式
	決済後、本人控え用レシートだけでなく職員控え用レシートも同時に発行できること
	まとめ買い及び領収書（※ キャッシュレスを除く）の発行ができること。
	券の払い戻し機能及び、証票として払い戻し券発券機能を有していること。（※ キャッシュレスを除く）
	現金、非現金での支払い時に、利用者に分かり易いよう、アニメーションでガイダンスする機能を有すること
集計機能	操作を誘導する為、紙幣硬貨入出金口にランプを設け、取り忘れを防ぐ為、紙幣を取る迄ブザーを鳴らすこと
	クラウドから下記集計データを保存可能であり、加えてcsv等で取り出すことができること ・ 券売項目毎の発行枚数、※発行枚数（取扱件数）、売上金の日計額 ・ 各種決済種別ごとの売上金の日計額 ・ 取消履歴 ・ 電子ジャーナル（取引履歴）
	収納されているドドア内の紙幣硬貨集計機能がついていること。
	決済ブランド毎の集計も可能であること。
現金回収方法	売上 csv ファイルを WindowsPC のエクセルで閲覧/印刷及び加工ができること
	扉を閉めたまま、現金の締め作業ができること。準備金（釣り銭）を残したまま、売上金を回収できること。
その他	転倒防止脚付き

外形寸法	650mm (W) ×650mm (D) ×1,600mm (H) 以内
インターネットへの通信方法	市のインターネット回線へ有線で接続できること
ウイルス対策ソフト	最新の定義体の状態で納品すること
多言語表記	日本語、英語、中国語、韓国語の4言語に対応できること
部品供給	導入から5年間は部品供給可能であること
券売機	① キーボード ② 保証：メーカー1 年保証

別紙2 決済ブランド一覧

決済種別	ブランド名
クレジット	VISA
	Mastercard
	JCB
	AMERICAN EXPRESS
	Diners Club
コード決済	PayPay
	楽天ペイ
	d 払い
	au PAY
	メルペイ
	Alipay+
	WeChatPay
	J-coinPay
電子マネー	Suica
	PASMO
	楽天 Edy
	WAON
	Nanaco
	QUICPay

	QUICPay+
	Kitaca
	TOICA
	Manaca
	ICOCA
	SUGOCA
	Nimoca
	はやかけん
	iD